

# 入札公告（車輛一括リース更改事業）

社会福祉法人函館厚生院が経営する施設について、次のとおり一般競争入札に付します。

記

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 車輛一括リース更改事業
- (2) 納入場所 くるみ学園 函館市亀田中野町38番地11  
永楽荘 函館市高丘町3番1号  
百楽園 函館市高丘町3番1号  
ケンゆのかわ 函館市湯川町3丁目29番15号  
地域包括支援センターゆのかわ 函館市湯川町3丁目29番15号  
本部事務局 函館市本町34番8-1号
- (3) 事業概要 車輛一括リース 11台  
詳細等は平成30年度リース車輛一覧、入札仕様書、リース車輛必要装備一覧による。
- (4) 期間 平成30年4月から、当院の納車スケジュールにあわせ順次納車するものとして、車両により、3年又は5年のリース

## 2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 道内に営業所等の拠点を有し、全メーカー全車種の取扱が可能なオートリース全国大手業者又は過去に当院施設と取引実績があり、オートリースの取扱が可能な業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であって、手続き開始の決定後、上記(2)の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。）でないこと。
- (4) 本件競争入札に参加しようとする者（なお、その者が法人であるときは、競争に参加しようとする支社・支店等）は、官庁（国の全ての機関）や公共機関から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。
- (5) 当院の契約担当者と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 下記3の入札参加申出書を提出できる者であること。

## 3. 入札参加申出書等の交付場所及び期間、提出期限

- (1) 交付場所 〒040-0011 函館市本町34番8-1号 社会福祉法人函館厚生院 本部事務局 人事企画係  
電話0138-51-9588 FAX0138-55-9693
- (2) 交付期間 本件公告の日から、平成30年3月12日（月）15時00分迄（ただし、土日祝祭日を除く。）  
公告開始日と公告終了日を除き、毎日9時00分から17時30分まで交付する。
- (3) 提出期限 平成30年3月14日（水）15時00分迄  
公告開始日と公告終了日を除き、毎日9時00分から17時30分まで受付する。
- (4) 審査 入札参加申出書受理したのち、上記2の「競争に参加する者に必要な資格等に関する事項」と照合し、入札参加資格等の審査を行い、当該入札可否について、平成30年3月16日（金）17時00分迄にFAXにより通知する。

## 4. 入札説明会の場所及び日時

「一般競争入札参加申出書」の交付とともに入札仕様書等の配布により開催しない。

次頁へ

## 5. 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 下記6の入札執行日に出席のうえ、「紙」による入札書を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100分の8に相当する額を加算した金額（消費税を含む額）を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額については、前頁1の(4)に定める期間に行う前頁1の(1)の件名の履行に要する一切の金額を含めた額とすること。
- (4) 落札者の決定については、予定価格を下回り最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (5) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。なお、再入札の回数は1回とする。再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了し、最低入札金額者との話し合いとする。

## 6. 入札執行日時及び場所、開札

- (1) 場 所 〒040-0011 函館市本町34番8-1号 社会福祉法人函館厚生院 本部事務局 会議室
- (2) 日 時 平成30年3月22日(木) 13時30分
- (3) 開 札 全参加者からの入札書提出後をもって、立会のもとその場で開札を行う。
- (4) 参加人数 各社2名までとする。

## 7. 入札保証金及び契約保証金

免除

## 8. 入札の無効

前頁2に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書等により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。

## 9. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

## 10. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

## 11. その他

詳細は前頁4で配布する入札仕様書等による。

以上公告とする。

平成30年3月5日

函館市本町34番8-1号  
社会福祉法人函館厚生院  
理事長 高 田 竹 人